

(第1回、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和7年9月30日
契 約 業 者 名	パシフィックコンサルタンツ(株)首都圏本社
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田錦町3丁目22番地
業 務 の 名 称	R6・R7甲府河川国道管内橋梁点検業務
業 務 場 所	甲府河川国道事務所管内(大月出張所、大和国道出張所、 甲府出張所、峡南国道出張所、富士吉田国道出張所)
業 種 区 分	土木建設関係コンサルタント
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	打ち合わせ 機械経費 大月橋・大月橋側道橋 点検・診断 部材番号図の作成 現地踏査(橋梁点検)R6年度 関係機関との協議資料作成 R6年度 定期点検の点検調書作成 R6年度 報告書作成 R6年度 溝橋調査(中部横断自動車道) 河川協議資料(大月橋、尾白川橋) メンテナンス会議資料作成 講習会補助 鉄道跨線橋点検 ドローン点検 ロープアクセス点検 尾白川橋補修検討 横断歩道橋補修設計 道路橋補修設計 横断歩道橋詳細調査 現地立会 観音橋調査・検討
履 行 期 間 (自)	令和6年5月22日
履 行 期 間 (至)	令和8年3月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	191,070,000円(税込み)
変 更 金 額	+ 70,730,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	261,800,000円(税込み)
	1. 履行期間 履行期間は、当初特記仕様書のとおりとする。 2. 打ち合わせ 補修設計等の追加の結果、補修検討方針等の協議が必要となり、打ち合わせ回数を追加した。

変 更 理 由

3.機械経費

点検対象橋梁の現地踏査の結果、一部の橋梁において、当初見込んでいたものとは異なる規格の橋梁点検車、リフト車が適切であると判断されたため、変更する。

4.大月橋・大月橋側道橋 点検・診断

大月橋、大月橋側道橋について山梨県への移管手続きに必要な点検調書の作成ため、R6年度に実施した補修工事個所の点検、補修後の全体の診断及び、調書作成の追加を行う。

5.部材番号図の作成

初回点検橋梁の追加及び、掛替が行われて橋梁について部材番号図の作成が必要となったため追加する。

6.現地踏査(橋梁点検)R6年度

点検対象橋梁の追加のため現地踏査を追加する。

7.関係機関との協議資料作成 R6年度

点検対象橋梁の現場踏査の結果、一部の橋梁において関係機関協議先が当初見込んでいたものとは異なっていたため、変更を行う。

8.定期点検の点検調書作成 R6年度

R6年度の点検要領改訂に伴い、点検調書の作成において従来調書からの更新が必要となり作成手間がかかることから変更を行う。

9.報告書作成 R6年度

点検対象橋梁の追加に伴い、報告書作成費用を変更する。

10.溝橋調査(中部横断自動車道)

点検漏れ溝橋の有無についての一斉調査が必要となったため、中部横断道路部分についての机上調査及び現地調査を追加する。

11.河川協議資料(大月橋、尾白川橋)

大月橋の補修工事の実施に伴って、河川協議資料の修正が必要となった。工事着手を急ぐため、河川協議資料作成を追加する。

補修設計を追加した尾白川橋について、補修工事実施時に河川協議資料が必要となるため、河川協議資料の修正を追加する。

12.メンテナンス会議資料作成

R6年度道路メンテナンス会議実施に伴って、会議資料の作成補助を追加する。

13.講習会補助

例年実施している山梨大学大学院生向けの橋梁点検講習会について、対象橋梁選定、実施計画作成を追加する。

14.鉄道跨線橋点検

富士急行線の跨線橋である3橋での点検作業については、作業時間が起電停止中となり、また、軌陸車の適用、電線防護が必要となり、通常の点検とは異なるため変更を行う。

15.ドローン点検

点検対象橋梁のうち、渡河橋、高橋脚について橋梁点検車、リフト車での点検が困難であるものはドローンの適用が適切であると判断されたため変更する。

16.ロープアクセス点検

点検対象橋梁のうち、渡河橋、高橋脚等について橋梁点検車、リフト車での点検が困難でありまた、対象部材がドローン等の新技術の適用も困難であるものについてはロープアクセスの適用が適切であると判断されたため変更する。

17.尾白川橋補修検討

桁端部で発生している主桁孔食に伴い、現地計測調査及び補修設計実施を追加する。また、橋台部で発生しているASRについて橋への影響を確認するため詳細調査を追加する。

18.横断歩道橋補修設計

点検の結果、健全度Ⅲとなった4橋については補修工事実施を早急に行う必要が生じたため、本業務での補修設計実施を追加する。

19.道路橋補修設計

大鹿川橋について、早期の補修対応が必要な主桁腐食箇所の補修設計及び調査のため開口した床版の復旧設計を追加する。

落合橋側道橋については補修設計の要否、実施範囲等について

20.横断歩道橋詳細調査

補修設計に先立ち、設計に必要な詳細調査を追加した。塗膜調査、衝突個所の亀裂調査を追加する。

21.現地立会

補修工事実施橋梁、補修工事実施予定橋梁について損傷状況の把握、範囲の確認ため現地立ち合い及び結果の報告を追加

22.観音橋調査・検討

舗装の損傷を繰り返す、観音橋について舗装補修に合わせて損傷原因調査及び、損傷箇所の補修検討を追加する。

※(第○回、最終)は、途中変更契約の場合には「第○回」に○印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に○印を付ける。